

監 査 報 告 書

一般社団法人愛知県産業廃棄物協会

会 長 永 井 良 一 殿

令和 2 年 5 月 12 日

一般社団法人愛知県産業廃棄物協会

監 事 鶴 山 圭 一 

監 事 丹 羽 庸 介 

私たち監事は、一般社団法人愛知県産業廃棄物協会定款第 16 条及び関連法令に基づき、平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの事業年度において、理事の業務執行状況の監査及び計算関係書類の監査を行いました。その方法及び結果については、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思の疎通を図り、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務の執行及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書（正味財産増減計算書内訳表を含む。））及びその附属明細書、財産目録について検討いたしました。

2 監査の意見

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の業務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する行為は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び正味財産増減の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上